

平成29年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 秋 田 県 実 施 要 綱

1 趣旨

少子高齢化が急速に進行する中で、情報化や国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

平成28年の秋田県の青少年に関しては、非行少年の検挙人員数は、前年に比べ減少しているものの、凶悪犯の検挙人員が増加し、殺人未遂事件といった少年による凶悪事件の発生や児童買春等少年の福祉を害する犯罪の被害少年数は増加している。

また、児童虐待やいじめを始め、ストーカー被害、スマートフォン等の普及に伴うインターネット利用による福祉犯被害など、少年の非行及び被害の両面において深刻な事態となっている。

次代を担う青少年を健全に育成することは社会全体の責務であり、県、市町村、関係機関・団体が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となって青少年の非行・被害防止のための取組を進めることが必要である。

このため、県では7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（以下「月間」という。）において、青少年の非行防止等について県民の理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民が一体となり、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

2 期間

平成29年7月1日（土）から同月31日（月）までの1か月間

3 実施主体

秋田県

4 重点課題及び主な実施事項

(1) 重点課題1 子供の性被害の防止（新）

近年、全国的に、児童買春や児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たないことを鑑み、「子供の性被害を絶対に許さない」という地域社会の機運を高め、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護・支援等の取組を推進する。

とりわけ、児童が児童買春や児童ポルノ、いわゆる「JKビジネス」等に係る被害を受けることのないよう、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、健全な社会規範等について積極的な広報啓発活動を行う。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなどの必要な働きかけを行う。

特に、近年多発しているコミュニティサイト等に起因する犯罪から青少年を守るた

め、コミュニティサイト等の危険性について周知・啓発等を行うとともに、フィルタリングの利用普及を一層促進し、コミュニティサイト等の事業者に対しては、自主的な被害防止対策の強化に向けた働きかけを行う。

(2) 重点課題2 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないよう、不正アクセスや誹謗中傷、ストーカー等といった違法行為の実態、犯罪被害の実態、トラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリングの利用普及等について、積極的な広報啓発を行うとともに、インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた機運の高揚及び規範意識の醸成を図る。

(3) 重点課題3 有害環境への適切な対応

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年への販売・貸付け等をしないこと等の指導を徹底する。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対し、青少年の深夜の立入制限の自主的措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(4) 重点課題4 薬物乱用対策の推進

学校における薬物乱用防止教育のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、インターネットを利用して販売される危険ドラッグについては、スマートフォンの急速な普及を背景に、青少年への広がり懸念されることから、覚醒剤・大麻等の乱用防止対策と併せて、それらの有害性や危険性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、薬物乱用少年の早期発見に努め、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(5) 重点課題5 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年の非行・被害防止のため、少年やその家庭に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、ボランティア等が連携して、組織的かつ計画的な補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導を行う。

とりわけ少年の被害者の割合が増加傾向にあるストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察等関係機関と連携してストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、少年の規範意識向上のため、非行防止教室を開催するなどの取組を推進するとともに、万引きや自転車盗等の初発型非行を防止するため、事業者に対して、商品陳列の改善、店内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等の要請を行い、未然防止するための環境づくりを進める。

また、少年が、遊行費欲しさ等から、特殊詐欺事件における被害者から現金を受け取る役割の「受け子」として、安易に犯行へ加担している現状を考慮し、非行防止教室の開催や、少年を犯行に誘い込む手口等についての情報発信に努め、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

このほか、青少年が社会性、主体性を育むことができるよう、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の「居場所」づくりを推進する。

(6) 重点課題6 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保を通じた立ち直り支援を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ子どもを、その成長に応じて包括的に支える体制作りなどの取組を推進する。

相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家族からの相談に対し、よりの確に対応し、特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更正保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労支援・就学支援を推進する。

(7) 重点課題7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が一人で悩み苦しむことのないよう、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童虐待対応を念頭に3桁化された児童相談所全国共通ダイヤル「189番」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めにかかる相談窓口の充実とその周知を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどによる支援の活用を図る。

また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関との連携を強化するとともに、児童が躊躇することなく、周囲の大人に相談できるようなSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTAとの連携を進める。

5 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の周知を図り、県民に定着していく意識啓発や、民間・地域住民の主体的取組みを促進する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民が一体となって諸活動を実施できるよう、連絡会議の開催などによる連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される青少年の非行防止に関連する他の取組との連携に配慮する。

